

津幡町選挙管理委員会告示第45号

令和8年3月8日執行の石川県知事選挙における各投票区の投票所を次の場所に設ける。

令和8年3月3日

津幡町選挙管理委員会

投票区分	投票所の場所	
第1投票区	津幡町字加賀爪ニ3番地	津幡町役場中央エントランスホール
第2投票区	〃 加賀爪ヌ6番地1	津幡町立津幡中学校1階はばたき教室
第3投票区	〃 南中条3号7番地	津幡町立津幡南中学校1階会議室
第4投票区	〃 太田ろ3番地	津幡町条南コミュニティプラザホール
第5投票区	〃 川尻レ7番地1	津幡町井上コミュニティプラザホール
第6投票区	〃 倉見レ1番地1	津幡町笠井公民館集会室
第7投票区	〃 山北ワ116番地	津幡町笠野公民館ホール
第8投票区	〃 能瀬井36番地	津幡町英田公民館ホール
第9投票区	〃 種ニ6番地3	津幡町種谷地区防災センターホール
第10投票区	〃 上河合口23番地1	河合谷ふれあいセンターふれあいコーナー
第11投票区	〃 刈安甲5番地	津幡町刈安コミュニティプラザホール
第12投票区	〃 七野イ75番地	津幡町萩野台コミュニティプラザホール
第13投票区	〃 相窪ハ123番地1	成光会館集会室